

景観まちづくりの展開に向けて

美しく優れた景観を持つまちづくりを実現していくためには、市(行政)と市民、事業者が景観形成に対する一定の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い、協調した取り組みを進めていく必要があります。
「青梅市景観まちづくり基本方針」の実現に向けて、景観への関心を高める取り組みや支援施策の充実を図ります。

○景観への関心を高める取り組み

景観形成への市民の参加と理解、協力を促すため、景観に関する意識高揚を図っていきます。

●情報提供

「広報おうめ」や市のホームページにおいて、景観に関する積極的な情報提供を図ります。

●意見交換・学習の場NVS

シンポジウムや地区別の座談会などの開催により、意見交換や先進事例などに学ぶ機会を提供します。

●良好な取り組みに対する表彰

市民の誇りと愛着の気持ちを育んでいくため、表彰制度を創設します。

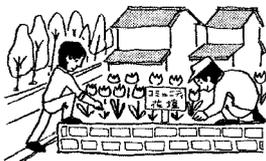
●街なみ景観賞

●市民による景観資源の発見を促す取り組み

子どもたちも含めて幅広い世代が参加できる取り組みとして、市民による景観資源の発見を促します。

●市民提案の機会NVS

市民に親しまれている資源を活かした景観形成を図り、誇りや愛着の気持ちを育んでいくために、市民提案の機会をつくる取り組みを進めます。



○景観まちづくり学習の促進

公園・散歩道などの具体的場所づくりのワークショップの開催や提案募集

学校教育と連携して「総合的な学習の時間」や「生活科」などの学習に「まちや自然とふれあう活動」を取り入れ、地域の景観やまちづくりへの関心を高めます。



○景観形成事業の推進

公共事業における景観整備を先導的に進めるよう、庁内で横断的・総合的に取り組めます。また、国や都等が実施する公共・公益事業についても、必要な協議・調整を図ります。「景観形成地区」においては、地区住民の合意を得ながら重点的・優先的な景観整備に取り組みたいです。

景観形成に資する国や都の補助事業・モデル事業の活用を図り、円滑な事業化に努めます。

○支援施策の整備

景観形成の取り組みを促す支援施策の整備を図っていきます。

●支援の充実

緑化のための苗木や種子の配布など、必要に応じた物的な支援を図ります。

●技術的援助などの制度化

景観形成に関するアドバイザーの派遣などの技術的援助を制度化します。また、景観形成について地区住民が協議する市民団体などを認定します。

●基金の創設

自然景観の保全などに向けて市民・都民に呼びかけ、「市民・緑のトラスト基金(仮称)」の設立をめざします。

○都市計画制度の活用

「用途地域」や「高度地区」などの見直しと適切な設定を行います。また、地区レベルでの良好な景観形成に向けて、「地区計画」や「特別用途地区」などの導入・活用を図ります。

○市民の主體的な取り組み

●ふるさと発見の道づくりプロジェクト

地域住民による地域資源の発見と、これを結ぶ「ふるさと発見のルート」の選定
地域資源とその周辺の魅力を活かす道の整備
「ふるさと発見のルート」における散歩道の整備

●広葉樹の森づくりプロジェクト

山地や丘陵の広葉樹林化のための植樹活動
森林浴の場やハイキングコースの整備
雑木林の再生、里山づくり
森に関するボランティア団体との連携

●身近な水辺再生プロジェクト

水辺の自然観察・水質調査・生き物調査
多自然型の水辺づくり
水遊びのできる空間づくり、水辺の散策ルートづくり



●子どもたちの地域体験プロジェクト

遊びの場と機会の充実
探検、冒険遊び、自然観察、たこ揚げ、散策など
子どもたちのまちづくり体験ワークショップの開催
公園・広場計画づくり
地域探検、かるたづくり
公園ぐるみのまちづくり体験の充実
(子供会、自治会など)



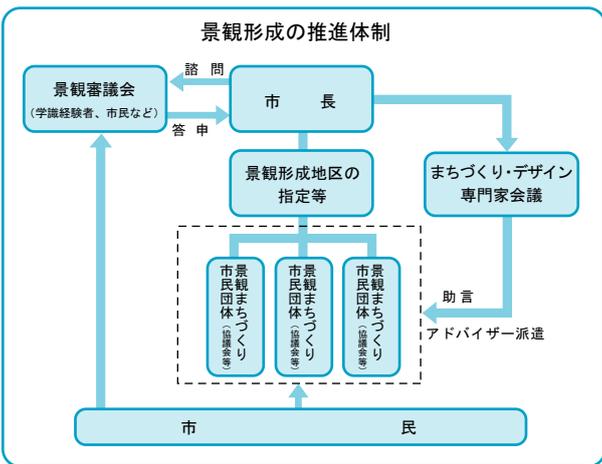
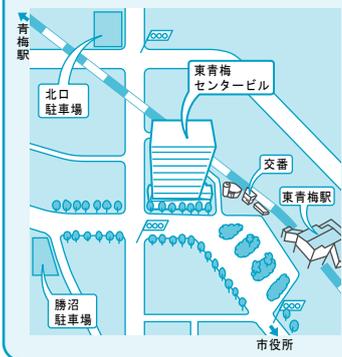
○市民と市との連携の強化

市民と市との連携を強め、NPO組織づくりの支援、自治会や商業・工業など既存の組織の活用を図っていきます。
また、市民と市の協働による景観まちづくりを進めていくために、開かれた協議の場(まちづくり広場)などの仕組みを整えることが望まれます。



「青梅市景観まちづくり基本方針」の冊子(全文)を販売します

「青梅市景観まちづくり基本方針」の冊子(全文)を、都市計画課(東青梅センタービル3階)の窓口で、11月15日(月)から1冊2千円で販売します。また、都市計画課、中央図書館および各市民センターで閲覧できます。
問い合わせ 都市計画課
24・2375



○市民参加の仕組みNVS

市民が主體的に景観まちづくりを進めていくルールづくりや景観計画づくりをめざすなど、取り組みの気運が高まってきた場合には、その活動を積極的に支援していきます。そのため、一定の地区やテーマについて景観まちづくりを進めようとする市民団体(地区景観形成協議会など)への支援を制度化します。
また、「景観審議会」を設置し、その委員構成に「市民」を含めます。景観形成の過程において市民意向を継続的に反映していく仕組みを整えます。